

7 小児がん

【現状と課題】

「がん」は小児の病死原因の第1位です。小児がんは、成人のがんと異なり生活習慣と関係なく、乳幼児から思春期、若年成人まで幅広い年齢に発症し、希少で多種多様ながん種からなります。

また、強力な治療による合併症に加え、成長発達期の治療により、治癒した後も発育・発達の障害、内分泌障害、臓器障害、性腺障害、高次脳機能障害、二次がんなどの問題があり、診断後、長期にわたって日常生活や就学・就労に支障を来すこともあるため、患者の教育や自立と、患者を支える家族に向けた長期的な支援や配慮が必要とされています。

本県では、平成23(2011)年度の小児慢性特定疾患対象事業給付対象人数1,027人のうち、158人(15.4%)が悪性新生物によるものとなっており、弘前大学医学部附属病院を中心に、がん診療連携拠点病院等で治療が行われています。

がんの部位別に見ると、急性リンパ性白血病、神経芽(細胞)腫、脳腫瘍の順に多くなっています。

一方、国においては、小児がん患者とその家族が安心して適切な医療を受けられる環境の整備を目指し、小児がん拠点病院を指定しています。平成25年2月現在、全国7ブロックの15医療機関が指定され、東北ブロックでは宮城県の東北大学病院が指定されました。

小児がん拠点病院では、専門家による集学的医療の提供(緩和ケアを含む)、患者とその家族に対する心理社会的な支援、適切な療養・教育環境の提供、小児がんに関わる医師等に対する研修の実施、セカンドオピニオンの体制整備、患者とその家族、医療従事者に対する相談支援等の体制を整備することとされています。

【取組の方向性】

県は、青森県がん情報サービス等を活用し、小児がんに関する情報提供を進めます。

小児がん治療を行う医療機関は、患者や家族への分かりやすい情報提供を推進するとともに、県内医療機関間または国が指定する小児がん拠点病院と連携して小児がん患者とその家族への医療及び支援を行います。